

新型コロナウイルス感染症対策分科会
偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ（第1回）
議事概要

1 日時

令和2年9月1日（火）13時30分～15時12分

2 場所

合同庁舎8号館4階408会議室

3 出席者

座長	中山ひとみ	霞が関総合法律事務所弁護士
副座長	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
構成員	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	鈴木 英敬	三重県知事
	吉田 奨	セーファーインターネット協会専務理事
	松原 洋子	立命館大学 副学長

4 議事概要

<西村国務大臣挨拶>

第1回の新型コロナウイルス感染症対策分科会偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ、開催するに当たりまして、御参加をいただきまして、ありがとうございます。

誰もが感染する可能性のあるこの新型コロナウイルスであります。差別・偏見、これはあってはならないことであります。しかしながら、現実には感染者や濃厚接触者、あるいは医療・介護従事者、さらにはその家族に対する偏見や差別、あるいは感染リスクが高いと考えられる事業者への心ない攻撃など、問題となっております。また、この感染者等に関する情報の公開の仕方によっては、蔓延防止に資する範囲を超えて、個人のプライバシーの侵害に当たる、そうしたおそれも指摘をされているところであります。また、こうした偏見・差別は、積極的疫学的調査にも抑制的な効果を生じさせかねない深刻な問題であります。こうした認識の下、7月の第1回の分科会におきまして、構成員の皆様から、こうした偏見や差別の問題を取り扱うべきであるという御提言をいただいたところであります。これを受けまして、今回、本ワーキンググループを開催し、実態の把握、それから、政府だけではなく日本全体としてどのようにしてこの偏見・差別に対して取

り組み、また、個人のプライバシーの尊重と感染防止、感染拡大防止の両立をどう成し遂げていくのか。こうしたことにつきまして御議論いただければと考えております。また、できるだけ早く取りまとめをお願いできればと考えております。

先日の分科会におきましても、平井鳥取県知事から岩手県における取組などの御紹介がされたところでありますけれども、最近では天理大学で発生したクラスターに対する誹謗中傷といった事例もございます。こうした事例も踏まえながら、ぜひ中山座長の下で議論を重ねていただければとお願い申し上げたいと思います。また、こうした場の議論も踏まえながら、今日は法務省、文科省、厚労省に御参加をいただいておりますけれども、関係省庁で連携をして、政府としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

本日は第1回目として、これまでの経緯や関係各省からの報告、また、各メンバーの皆様方から事例等の御報告もいただきながら、今後の進め方について御議論いただければと考えております。皆様から忌憚のない御意見をいただけるように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<中山座長挨拶>

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

このワーキンググループのテーマである感染者や医療従事者及びその家族に対する偏見・差別の問題については、本年2月から開催されてきた専門家会議でも度々指摘されてきました。しかしながら、最近でも大学や高校で発生したクラスターに対する激しい誹謗中傷など、いわれのない差別や偏見という人権侵害は後を絶ちません。

新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があります。感染者本人のみならず、その家族に対する偏見・差別が横行するようでは、市民は感染の恐怖だけでなく、感染したことを非難され差別されるという、言わば二重の恐怖にさらされることとなります。また、これでは感染の事実が明らかになるのを恐れて検査を受けないなど、その結果、かえって社会に感染が広まるという本末転倒の事態を発生させてしまいます。

医療従事者やその家族に対する偏見と差別は、この感染症と最前線で闘っている人々の士気をそぎ、戦力を低下させるでしょう。このような不合理な事態の発生を許してはなりません。

残念ながら、これから当分の間、私たちは新型コロナウイルスと共存していかなければなりません。そのときに私たちが求めるのは、感染者が余計な心配をせずに治療に専念でき、回復した人々は地域、職場に快く迎えられるような社会であり、医療従事者が偏見や差別にさらされることなく誇りを持って業務に取り組め、その家族が差別されないという社会だと思えます。

そのような社会にするためには、まず、新型コロナウイルスがもたらすリスクを正しく理解することが必要であると思います。そして、偏見や差別をなくすために何ができるか、何をすべきかを皆さんとともに考えていきたいと思います。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

(西村国務大臣退室)

○中山座長 それでは、議論に入る前に、本ワーキンググループの開催について、特に議事、会議の記録の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鳥井） <資料1を説明>

この会議の議事、会議の記録の取扱いだが、事務局としては、新型コロナウイルス感染症対策分科会と同じ扱いにしてはどうかと考えている。具体的には、特定の個人や企業に関する感染状況を取り扱うことが想定される、また、自由かつ率直な議論が必要ということで、非公開とする。

ただし、速やかに議事概要を取りまとめて、各構成員の確認・校正を受けた上で公表し、議事概要には発言者名を記入する取扱いとする。

そのほか、議事概要とは別に速記録を作成し、各委員の確認・校正を受けて保存をする。速記録については非公開とする。なお、保存期間は10年とし、歴史的緊急事態に該当するため、保存期間満了後は国立公文書館に移管することとなり、移管後は原則公表扱いとなるということにさせていただきたい。

○中山座長 本件については資料のとおりということによろしいか。

(異議なし)

<議事(1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症に起因する偏見・差別の現状と対応>

○武藤副座長 <資料2、資料3を説明>

○中山座長 <資料4を説明>

○中山座長 本日は御欠席だが、山本委員から、資料5として山本委員の問題意識が

提出されているので、御確認をお願いしたい。

○事務局（鳥井） <資料6、資料7を説明>

○鈴木構成員 資料6、資料7、基本的にこれでいいと思っているのが、第3回のヒアリングのときに自治体というのが出ているので、提案である。個別の自治体を事務局の方に選んでいただいております。呼びいただくのもいいが、私は全国知事会を代表して今日平井知事から推薦をしていただいております。もしよければこちらで取りまとめて、全国知事会にお聞きして取組をまとめてアンケートか何かをやって、それを網羅的に全国知事会の調査としてお示しさせていただくような形で、必要があれば特定の自治体にも来ていただくというようなことにさせてもらったら、今日も自治体の取組の資料を入れていただいているが、情報が偏ったり一部にならずにいいのかと思う。またそういうことも相談させていただければと思う。

○中山座長 ぜひそうやっておまとめいただくと議論も深まると思うので、よろしくをお願いしたい。

○石田構成員 確認だけだが、検討課題の1番は極めて大事なことだと思っているが、整理上、例えばある医療機関、学校ということになると、一つの集団に対して外部から色々な攻撃がされるという事例と集団の内部で攻撃がされる事例があるが、それは両方幅広というか、裾野の広い議論ができるということによろしいか。

○中山座長 よいと思う。まだ私たちもどういう実態があるのか正確に見えていないところがあるので、皆さんから広く事例を集めた段階で、きちんとできるかどうかはあるが、ある程度の類型化をして、それを対策に結びつけていきたいと思うので、おっしゃるとおり、内部での内なる差別というか、集団の内部もあるし外からもあるので、その辺も丁寧に見ていきたい。

○押谷構成員 先ほど、鈴木知事から知事会のほうでまとめていただくという話があったが、我々は色々なクラスターを調べていく中で、自治体の情報なども色々見ている。どちらかというと、都道府県は比較的抑制的に情報を公開しているところが多いが、市町村のほうで行き過ぎた形のものが多いという印象を持っているので、全体としてどういう形で自治体にヒアリングするのかというところで、市町村の情報の公開の実態なども併せて見ていく必要があるかと思っている。

○鈴木構成員 押谷先生がおっしゃっていただいているとおりで、今日も市のものも実は入れているが、内容はこのヒアリングのときにどういうことが求められるかということを座長や事務局と相談したいと思うが、実態のところと取組のところとあると思う。あとは情報の公開の仕方というような、そういう3類型ぐらいが例えばあったとすると、それも都道府県のことと、基礎自治体によってはあまり対応していないところもあると思うので、市長会や町村会にばんと投げて全部対応というのは難しいと思う。でも、押谷先生のおっしゃったとおりなので、どういう基礎自治体の取組のピックアップの仕方ができるか、また、市長会、町村会も含めて事務局と併せて相談させていただきたいと思う。

○中山座長 どのようにやっていただくか、事務局などと集まって事前に相談してからやっていただければと思う。

○吉田構成員 私どもは誹謗中傷全般について力を入れて業界を挙げて取り組んでいるところで、5月にお亡くなりになった自殺の件を踏まえて、今、ちょうど業界としても非常にこれまで以上に力を入れて体制を組み直しているところである。

こういった問題に関しても、特に検討を足早に進めるところで御協力できるかと思っている。鈴木知事の三重県の資料で論点もかなり整理していただいているところであるが、SNS等に関する対処の励行とともに、我々事業者としてどういったところに困っているのかというような点、あるいはセーフティーインターネット協会としては一般の皆様から相談を受け付けて削除依頼を代行するというのもやっているのですが、そういった窓口の存在自体がなかなか知られていない問題や、人権擁護局や各県の色々な窓口との連携施策というところもこの会を通じて推進させていただければと思っている

○中山座長 SNSは本当に大きな問題になっているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

<議事(2) その他>

○石田構成員 <資料8を説明>

○鈴木構成員 <資料9を説明>

○厚生労働省(佐野) <資料10を説明>

○文部科学省(鈴木、福島) <資料11を説明>

○法務省（杉浦）＜資料12を説明＞

○中山座長 資料13として事務局から最近の自治体の取組などが提出されているが、これは適宜お読みいただきたいということで、今までの御説明を踏まえて、ここから御質問、御意見等を交換したいと思う。

○武藤副座長 色々な各省のお取組も含めて御紹介いただき、感謝申し上げます。石田委員へ御質問させていただきたいのと、厚生労働省の御担当の方にお伺いしたいことがある。

石田委員にお伺いしたいのは、資料8で事例を御紹介いただいたが、半年ぐらいこの感染症が来てからたっているもので、時期によって相談の内容も結構変化してくるのではないかと思うが、今日御紹介いただいた相談の中で7月末という日付が入っているものもあったが、割と直近の相談は一体どれに当たるのかというのを教えていただきたい。

○石田構成員 今は、手元に資料がなく、個別にこれがいつ投稿されたものかというのは御説明することができないので、また後ほど詳細ということであれば、日にちを検索することはできる。

せっかく御質問をいただいたので少し補足をすると、資料は皆さんのお手元にないが、今の時点で、6月分までの相談の集計は終わっている。3月以降、この感染が拡大をして、そして、世の中で偏見・差別というものが発生し出した頃から振り返って見ると、最初は労働相談なので、雇用や退職強要といったものが多かったが、4月、5月には休業補償、雇用調整助成金の関係がよく分からないという相談等があり、それがトップを占めていたのだが、この6月、7月はパワハラ、嫌がらせ、いわゆる偏見・差別がトップになってきており数も大分多くなっている。本来だと解雇問題といった相談のほうが多いはずなのだが、非常に職場では嫌がらせの事象が発生しているということ。

また、全ての人が連合の相談窓口を知っているわけではないので、ごくごく氷山の一角だと認識しているが、全ての相談の数だけ見ても6月には2,811件の相談をいただいて、前年同月比で1,171件増えており、相当な数が増えているということで、この感染症を受けて、雇用も含めて世の中は心配されている方が非常に増えてきているという実態は数値で見取れると思う。

最初に武藤先生からいただいた日にちの関係については、後ほど資料として提出させてもらいたい。

○武藤副座長 もう一点だが、資料10の関係で、一類感染症に関する公表の基本方針を基に通知を出されたという御説明があって、私はこれが出た頃から大変気になっていたのは、この公表基準では、居住している市区町村は公表しない情報という取扱いになっている。参考のページの「感染者情報」というところである。つまり、感染者の方がどの市区町村に住んでいるかは公表しないということはこの方針では推奨しているという理解でよろしいか。

私は、今、起きている混乱は、新型インフルエンザのマニュアルというか、市町村がつくっている行動計画などは結構市町村は頑張って色々な情報を発信しましょうということになっていて、その頑張り方を間違っていて、かなり細かく色々な情報が出てしまっているところがあるのではないか。その新型インフルエンザのかつてつくっていた行動計画に基づいて市町村がされていることと、この基本方針の世界観が違う気がする。押谷先生からもフォローしてほしいと思うが、どういう関係だと理解すればいいのかをお伺いしたい。

○厚生労働省（佐野） つぶさに経緯を理解しているわけではないが、これをつくったときの議論は、市区町村まで限定していくと個人の特定につながりかねないとかといった懸念があるということで、基本的には公表しない情報ということで整理されたとは聞いている。

○武藤副座長 私もそう理解している。ただ、実態は、市町村も結構一生懸命公表している。市町村で人口が少ない地域なのに、非常に細かい経緯も紹介しているので、ほとんどそれが出た時点でその地域では答え合わせのような、あれはあの人だよねということができてしまっているところもあるが、どのようにこの構造を理解したらいいのか大変悩ましい。せっかくこの通知を出していただいているが、基礎自治体が取られている対応は違う。でも、基礎自治体は多分新型インフルエンザのマニュアルを参考に色々な行動をしていらっしやって、公表してしまっているのではないかというのが私の推測である。

○厚生労働省（佐野） この経緯は確認したいと思うが、基本的なこの公表基準をつくった趣旨というのは先ほど申し上げたような趣旨ではあるので、確かにややおっしやっているのと向きが違う方向へ行っているというのは事実だと思う。

○鈴木構成員 私も通知とリスクコミュニケーションのガイドラインにずれがあると思っているので、何らかの整合性を、今後今回の対応を含めて見直していくべきだと思っている。

一方で、保健所政令市、中核市などが保健所をやっているケースがあって、保健所単位で公表するので、そうすると、おのずと市が分かってしまうというのもある。あのガイドラインがあるから市町村を全部言わなければいけないという感じでもないと思うし、一方で、三重県では最初の1例目と2から7か8ぐらいまでのときは保健所管内とやっていたが、市町村を出さなければならないようなケースもあるので、類型化して議論をして、今後の対応に結びつけるのがいいのではないかと思う。

○押谷構成員 今回の市町村名の件については、ケース・バイ・ケースだと思う。だから、ある程度どこか分からないとリスクアセスメントができないところもあって、全く県レベルでしか何も分からないというのではリスクアセスメントできないし、かといって、小さな市町村はそれが出てしまうことによってある程度個人が特定できてしまうようなところがある場合も、何町の公立病院で働いている人とか、そうなるという程度特定できてしまうところがあるので、そこはどう考えるかというのはケース・バイ・ケースかと思う。

僕らリスクアセスメントをする立場からすると、全く市町村が公表されないというのでもきちんとリスクが分析できない。県によってはかなり大きな県もあるので、どこで出ているかが分からないと、例えば一例を出すのはよくないかもしれないが、茨城県などはつくばで結構出ているが、水戸で出るとつくばで出るとではリスクのあり方は全然違うので、その辺は色々な場合にに応じてどうするかという整理は必要かと思う。

あと、小さなところというのはどうしてもSNSの問題などではないレベルのプライバシーの侵害の問題もあるので、ある県でかなり看護師さんが辞めたところがあって、この辞めた理由は感染が怖いのではなくて、自分が感染すると子供が学校に行けなくなるという理由である。それで都市部ではないところの感染症指定医療機関の看護師さんがかなり辞めたという事実があって、だから、地方は地方での別の形があるということも考えておかないといけない。

○武藤副座長 これは見直しを絶対に今のタイミングでやったほうがいいと全体的に改めて思う。感染者情報が感染者の個々の一人一人何例目みたいな感じで毎日まだ出ているが、そういうものをいつやめるかというか、本当に毎日一例一例その人はこの市区町村のようなことをやる必要はあるのかというのは、この状況では非常に思う。

そのことと、不特定多数が関わっているかもしれないクラスターについては、むしろ公表しないとまん延の防止に資さないというところがあるので、この一類感染症の公表基準はエボラ出血熱の疑似症例をベースにつくったと理解しているが、この感染症にふさわしい公表すべき情報があって、それは過去の色々なマニュアルで

は追いつかないところがどうしてもある。そういうことがあるので、見直しをしたほうがいいと思う。

- 押谷構成員 今、武藤さんが言われたことに付け加えだが、リスクアセスメントの観点からどういう情報が公表されなければいけないのかというところ。皆さんがこの感染症に対して持っているイメージと実際のリスクがかなり乖離しているので、1例でもうちの町で出たらそこを起点に大きく広がると皆さん思っているが、ほとんど孤発例の多くは2次感染を生んでいない。2次感染をしたとしても家族内感染ぐらいで終わっている。それを起点に大きな流行になっていることは非常に少ない。
- 一方で、皆さんが言われたように、どこかで大きなクラスターが起きてしまうと、100人ぐらいの規模のクラスターが起きるとかなりの感染拡大がその地域で長期にわたって続くというところもあるので、その辺のリスクのあり方に応じてどう考えなければいけないのか。だから、一般に一類感染症でつくっていた基準が、今、我々が直面しているコロナであるべき情報公開のあり方と乖離していると思う。

- 中山座長 2月から半年たって、特に専門家ではこの感染症に対する理解も深まってきたわけだから、あまりに恐れ過ぎていて1例でも出たら非常にパニックになっているというところがあるので、その辺のうまい出し方を考えていかなければいけないと思う。

- 鈴木構成員 今の押谷先生がおっしゃっていただいたとおりで、座長にもおっしゃっていただいたように、知識が深まってきたので、三重県は第2波の8月から公表の仕方のパターンを変えて、個別のものは公表しないといけないので公表しているが、そこはパターン化して、むしろ対策につながるようなことに重点を置いて公表している。

例えば、バーベキューや同居家族などシーンをお伝えするのと、感染源につながる場所と感染拡大可能性のところを言って、個人情報のところはほとんどあまり申し上げない、というパターンに変えて、感染拡大防止のために必要な情報というようなことに少しずつ、三重県としてはフォーマットもそもそも変えてやったりしている。そういう自治体の中での色々な工夫とか第1波と第2波の変化のようなものも僕らも勉強させてもらおうと、また公表のあり方でいいものといまいちだというものもあるのかと思う。

- 中山座長 これはぜひ考えていかないと、この公表の仕方がまさに差別・偏見につながる場合があると思う。ここはきちんとやっていきたいと思う。

私から1点、今日御欠席だが、山本先生の資料5で教育について取り上げられな

いのかという御意見があり、鈴木知事から教育についての取組をやっていらっしゃるというのがあったが。これは何か資料のようなものはあるか。

○鈴木構成員 資料9の7ページで、もし必要であれば事務局を通じて資料提供させていただく。

○中山座長 ぜひ見せていただければと思う。

○武藤副座長 法務省にお伺いしたいが、人権相談窓口について2つある。1つ目は、1,500件ぐらい御相談が来ているというお話だったが、これの類型化や分類は可能か。

○法務省（杉浦） どのような切り口で分類するかが難しく、今のところは類型化できていない。

○武藤副座長 私もぜひこの相談窓口をお使いになったらいかがか、ということをお話すと、有料ダイヤルだと言って怒る人が結構いて、無料にはならないか。

○法務省（杉浦） 子どもの人権110番は通話料が無料だが、ほかの電話は通話料を無料としていない。電話の相談には様々な内容のものがあつたり、また、長時間に及ぶものもあるので、なかなか難しいところではある。

○押谷構成員 この資料2の最後のほうにも書いてあるが、これから違う形のものが出てくるかもしれないということが少し書かれていて、心配しているのは、これから起こることとしては、外国人のコミュニティーでのクラスターが起きたとき。ターゲットになりやすい人たちなので、結構情報から隔絶されて色々な情報を得られないということもあつたり、幾つか実際にクラスターも発生しているので、そういう場をどうするのかということも一方で考えておかなければいけない。こういう相談とかにもアクセスできにくい人たちなので、そこのところも考えておかないといけないのかと思っている。

○中山座長 よろしければ一応ここまでとして今日、三重県知事や押谷先生、武藤先生から色々な意見が出て、対象が漠として見えてきたところだと思うが、これからだんだん議論を深めて、あるいは事例なども類型化していくような作業をして、最終的には対策まで含めたことをなるべく早い時期にまとめられればと思っている。何か検討課題や今後の進め方について、追加で御意見があれば。

○吉田構成員 鈴木知事にお願いしたいのだが、三重県ではかなりネットパトロールなどを進めていて、削除依頼等を出していらっしゃると思うが、具体的なこういった事業者は消してくれないとか、プロバイダー側への注文がもしあったら、今度担当の方を御紹介いただいて、連携させていただきたいと思う。

○鈴木構成員 今の問題意識を伝えて、窓口を設定して、事務局を通じてきちんとお伝えするので、資料等を提供させていただきたいと思う。

○石田構成員 私のほうで発言したいいわゆる事業の中でのこういう偏見、差別、嫌がらせに関しては、ハラスメント関連法をどのように活用して、それはどこにどういうふうに対応したらいいのかを私のほうでも調べたいと思うので、そのときには関係する方をお招きすることもよろしいか。

○中山座長 全体を通して法的にどういう対応が可能なのかも一度整理しなければいけないとは思っている。

○石田構成員 特に事業主の皆さんが全て分かっているわけではないということもあるので、そもそもハラスメント関連法はLGBTだとか色々なところの問題から入ったのだが、結果的には新型コロナウイルスに関する差別・偏見の問題も、嫌がらせ、いじめといった同じような形を生んでいるので、少し幅広に勉強させてもらいたい。

○中山座長 なかなか短い時間でやっていくので、このワーキンググループの期日と期日の間の準備が大変になるかもしれないが、そこはひとつよろしくお願ひしたい。

○事務局（樽見） そういう意味でいうと、まさに新しい課題ということでもあると思うし、色々な切り口があるというのも今日の話でもあったので、例えば石田構成員がおっしゃったような話、あるいは鈴木知事のところで色々やっていただいている話も、まさに回と回の間でもこのようなことに気がついた、こういう問題があるといった話があったら事務局に御連絡いただければ、座長、副座長と御相談させていただいて、その次の回でどういうことをやっていくか、どういう資料を集めるかといったことについては機動的に対応していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

以上